



令和8年 年頭のご挨拶

公益財団法人 建設業福祉共済団
理事長 茂木 繁

令和8年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

さて、建設業界の自主的な共済制度として全国建設業協会との特約のもとに当団が実施する建設共済保険が誕生してからお陰をもちまして、56年目を迎えることができました。これもひとえに、ご契約者の皆さまと全国建設業協会並びに都道府県建設業協会の皆さまのご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

建設共済保険は、令和4年度から保険収支の剰余金を全額還元する、法定外の労災保険としては画期的な「契約者割戻金制度」を導入し、公益法人に課せられた収支相償の原則を恒久的に満たす条件が整備されることとなりました。割戻金が支払われることで制度改正時に一部削減された安全衛生用品の頒布額はカバーできるばかりか掛金負担がさらに軽減されるなど、より充実した内容に進化する一方で、令和3年10月に保険金区分の最高額を4,000万円から5,000万円に21年ぶりに引き上げ、さらに本年4月から保険金区分6,000万円と7,000万円を新設し、他の保険と遜色のない本格的な保険サービスが提供できるようになり、建設共済保険は新時代を迎えることとなります。また、令和7年8月には当団のホームページを抜本的に刷新し、「最新のお知らせ」のコーナーを新設するなど情報発信量が飛躍的に拡大しております。

さらに、12年目を迎えた全国建設業協会及び都道府県建設業協会とのタイアップ広告等の広報活動では、次代を担う青年部・女性部との連携も図りながら、建設業の魅力

の発信と建設共済保険制度のPRに努めてまいります。

なお、公益目的事業として被災者の遺児等に対する返済不要の奨学金を支給する育英奨学事業はもとより、平成28年度から開始した「労働安全衛生推進事業」では引き続き安全衛生用品を頒布し、建設工事現場に「女性専用トイレ」や「女性専用更衣室」を設置する場合にはそれぞれ10万円を上限とする助成も行ってまいります。また、他の模範と認められる労働安全衛生推進者として、ご契約者と連名で表彰し、当団のホームページで「安全の守り手」として永く顕彰させていただくほか、特別助成と相まって建設会館に併設されることの多い教育訓練施設等の整備助成等も行っているところです。

本年も、全国建設業協会及び都道府県建設業協会並びに建設関係団体との連携を一層密にして、中核である建設共済保険制度の普及促進活動を積極的に展開し、相互に扶助し合う「共済」の精神に則り都道府県建設業協会に対する一般助成や特別助成等の支援策を強化しながら、建設業界の発展と建設労働者の福祉の増進に役職員一同努めてまいりますので、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆さまのご隆昌とご健勝を心からお祈り申し上げます、年頭のご挨拶と致します。